

徳島県告示第七百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和二年十一月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
岩佐歯科	鳴門市撫養町小桑島字西浜一九	岩佐 淑江	令和二年五月二十二日
齋藤醫院	徳島市八百屋町二丁目一六	医療法人祥耀会	同 十月一日
たけだ耳鼻咽喉科	同 新蔵町一丁目三一	医療法人直志会	同
ビザン薬品調剤薬局 日赤二号店	同 東吉野町三丁目一〇 一	株式会社びざん	同